

三條民商

三條民主商工会
三條市興野 2-16-9
TEL 32-2710
FAX 32-2718
2025年6月30日
2664 回
sanjo.minsyo@gmail.com

三條民商第78回総会・三條民商共済会第41回総会

今総会で会費の値上げを提案、採択されれば10月より実施されます。ぜひ総会に参加して、発言していただければと思います。
尚、総会後に懇親会も予定しております。こちらへの参加もよろしく
お願いいたします。6月2日号で、委任状の用紙をお届け、二ノースの
裏にも印刷しました。総会に参加されない方は、6月末までに委任状を
提出（FAX可）していただきますよう、お願いします。

2025年6月

三條民主商工会 役員一同

7月12日(土) 15時 三條ロイヤルホテル

懇親会18時 同会場 会費6500円

(2時間飲み放題、各支部より補助あり)



広がる助け合いの輪

共済に加入しましょう！会員・配偶者は無条件で加入できます。
月1000円 入院3日以上1日目から3000円給付。
安静加療見舞金（2週間以上の加療で5000円。1年1回）
会員の同居家族・従業員も加入できます。
結婚祝金、火災見舞金あり。

6月21日(土)15時～17時 8人4組で本成寺・大崎・井栗保内・須頃大島・加茂の5支部22軒を訪問。15人の方と対話。仕事の状況をお聞きし、シールアンケート、営業動向調査アンケート、署名、総会へのお誘い等を行いました。シールアンケートには子どもさんを含め16人から貼っていただきました。営業動向調査アンケート2枚、総会参加1人、委任状5人でした。現在までのシールアンケートの結果は…

◇消費税5%減税に賛成42人 反対0人

財源は 大企業・富裕層への減税見直し33人 赤字国債(借金)2名

◇政治で取り組んでほしいことは？

①消費税減税38人 ②賃金UP 9人 ③医療・介護・年金の充実34人

④米国にもが言える外交13人 ⑤ジェンダー平等12人

⑥気候危機、環境問題17人

民商事務所にてシールアンケート実施中

でした。

職場の熱中症対策

改正労働安全衛生法が施行されました。熱中症の重篤化を防ぐために、体制整備・手順作成関係者への周知が事業者には義務付けられます。

夏の暑さ対策

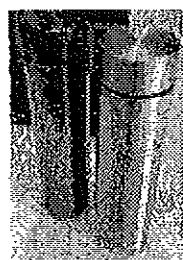
(事務所にて物資販売中)

☆そうめん1.5kg 5袋入り

2450円

☆真空ステンレスボトル220ml

600円



参議院選挙 公示日7月4日(金)

投票日7月20日(日)

消費税一律5%減税でインボイス中止！

家計支出が12万円減ります。

(食料品だけ非課税では半分の6万円)

協会けんぽより マイナ保険証のない方へ

R7.7月より個人宅へ「資格確認書」が送付されます。従来どおり受診可能です。現在の健康保険証はR7.12・2以降使用できなくなります。



三條民商のぼり旗を見附まで届けました



猛暑の中、元気に行進する坂井会長

2025 国民平和大行進 6月22日(日) 出発集会 午後1時
坂井会長が三條原水協副会長として、『ガザ地区では住民虐殺を続けるイスラエルが、自衛のためと言ってイランの各施設などを攻撃。また、ウクライナへ侵略を続けるロシアは、核兵器の使用をちらつかせている。G7では、戦争を終わらせる方向性さえ共有できず、深刻な限界と矛盾を露呈。不安と混乱の中でも、核兵器禁止条約の促進に賛成した国は127にのぼり、日本被団協がノーベル平和賞受賞など、新たな希望を与える状況もある。各国で政府を禁止条約に参加させることが強く求められており、私たちの運動で粘り強く日本政府への働きかけを強めましょう。今年の通し行進者の三浦コト子さんに負けないよう、見附まで元気よく行進しましょう。』と、あいさつしました。

新潟県青年部協議会 第40回総会

7月27日(日) 14時半開会
万代市民会館

総会スケジュール

14:30 全国業者青年交流会

DVD上映

15:00 あいさつ、活動報告、会計報告

15:30 自己紹介・各民商活動報告

16:30 終了予定

17:00 懇親会

参加費は三條民商

青年部財政より

宿泊費も補助します

〆切 7月18日(金)

参加できる方、お知らせください。



持参するもの
○令和七年一月から六月の賃金台帳
(給与明細を集計したもの)
○納付書・令和六年分年末調整の納付書控
(定額減税等で戻し切れていない分が分かるもの)
○筆記用具・電卓
○日本年金機構からの書類(封書) など



源泉税納期特例納付・社保算定基礎届相談会

七月三日(木) 午前10時から12時
午後一時半から三時半まで
七月七日(月) 午前10時から12時
午後一時半から一五時半まで

場所 三條民商事務所

R7年分から源泉所得税の改定。11月までは現行どおり源泉徴収します。12月以降に行う年末調整の際に、改訂後の基礎控除に基づき計算します。

〔基礎控除の改定〕

○R6年分まで所得2350万円以下一律48万円

○R7・8年分 一律58万円+所得に応じた額

○9年分以降 所得132万円以下 95万円

所得132万円超 一律58万円

持参するもの

○令和七年一月から六月の賃金台帳

(給与明細を集計したもの)

○納付書・令和六年分年末調整の納付書控

(定額減税等で戻し切れていない分が分かるもの)

○筆記用具・電卓

○日本年金機構からの書類(封書) など